

お知らせ（保険給付外のサービスについて）

●保険給付外のサービスに関する事項

当院では、利用される方の利便性を考慮し、希望される方に下記のサービスを提供しております。

なお、当該サービスは療養の給付と直接関係しないことから保険給付外となり、全額自己負担となりますのでご了承願います。

記

1 寝具貸付料（入院患者さん以外の方が利用された場合）	1組1日につき	230円
2 食事の提供（透析患者さんが透析実施中に利用する場合）	1食につき	740円
3 健康診断料（医科点数表に定める初診料、画像診断、その他実施した検査等の所定点数に100分の110を乗じて得た点数に10円を乗じた額）		
4 予防接種料		
【注射によるもの】		
(1) 3歳未満	(使用した薬剤の購入価格+5,510円(1回目:2回目以降1,570円)×1.10)	
(2) 3歳以上～6歳未満	(使用した薬剤の購入価格+4,210円(1回目:2回目以降1,570円)×1.10)	
(3) 6歳以上	(使用した薬剤の購入価格+3,460円(1回目:2回目以降1,190円)×1.10)	
【注射以外によるもの】		
(1) 3歳未満	(使用した薬剤の購入価格+5,670円(1回目:2回目以降1,730円)×1.10)	
(2) 3歳以上～6歳未満	(使用した薬剤の購入価格+4,340円(1回目:2回目以降1,700円)×1.10)	
(3) 6歳以上	(使用した薬剤の購入価格+3,590円(1回目:2回目以降1,320円)×1.10)	
5 助産師外来で実施する妊婦健診・保健指導料	妊娠時 1回につき	4,500円
	産じょく時 1回につき	2,500円
	1回につき	2,640円
	1日につき	2,400円)
6 乳房マッサージ料		
(なお、消費税が課せられない場合は、		
7 分べん介助料		
(1) 診療時間内		220,000円
(2) 診療時間外（土曜日、平日の午前6時～午前8時30分及び午後5時15分～午後10時）		230,000円
(3) 日曜日、祝日及び深夜（午後10時～翌日午前6時）		240,000円
(4) 多胎分娩の場合は、第2児以下1児につき上記該当料金の半額に15,000円を加えた額を加算		
8 子宮けい管熟化剤（腔内に留置するものに限る。）の投薬料	1回につき	(使用した薬剤の購入価格)×1.10
9 子宮内避妊器具挿入		
(子宮内避妊器具の購入料金) + ((医科点数表に定める初診料+麻酔料の所定点数) ×10) +27,000円) ×1.10		
10 子宮内避妊器具除去	((医科点数表に定める初診料+麻酔料の所定点数) ×10) +5,000円) ×1.10	
11 緊急避妊薬投与料	1回につき、	(使用した薬剤の購入価格+710円) ×1.10
12 人工妊娠中絶薬投薬料	1回につき、	(使用した薬剤の購入価格) ×1.10
	※外来診療、入院診療を実施した場合、医科点数表の所定点数の金額を加算	
13 リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料	1日1回につき	5,570円
14 セカンドオピニオン相談料	30分まで	11,000円
	その後15分までごとに	5,500円
15 巻爪（陥入爪）の超弾性ワイヤーによる治療料		
1回につき、（初診料（2回目以降：外来診療料）+1指につき100点+使用材料の購入価格）×1.10		
16 往診等自動車利用料	5km以下	200円
(病院から患者までの距離により、1回につき)	5km超10km以下	410円
	10km超	610円
17 新生児・乳児管理料	1日につき	7,200円
分娩に伴ない入院した乳児等に係る衣類、おむつ及びミルク代等として（新生児等が入院した場合を除く。）		
(なお、消費税が課せられる生後1ヶ月を超える乳児の場合は、	1日につき	7,920円)
18 おむつ等貸付料（入院した新生児等に係るおむつ代）	1日につき	530円
(なお、消費税が課せられる生後1ヶ月を超える乳児の場合は、	1日につき	580円)
19 洗濯料（病院が提供する寝具、病衣以外で、入院患者様、入院患者様以外の方が利用した衣類の洗濯）		
(1) タオル、まくらカバー、布団襟掛及び靴下等	各1件につき	180円
(2) バスタオル及び肌着（毛製品を除く）類	各1件につき	370円
(3) 敷布、布団カバー、浴衣、パジャマ及び毛製品の肌着類	各1件につき	570円
20 診療録開示手数料	1件につき	2,200円
21 文書料		
(1) 個人健康診断に係るもの	1通につき	3,300円
(2) 死亡診断書（死体検案書を除く。）	1通につき	3,300円
(3) 診断書		
① 傷病等を証する簡単な診断書	1通につき	3,300円
② 生命保険給付に関する診断書及び自動車損害賠償責任保険の給付に関する診断書	1通につき	8,380円
③ その他の診断書	1通につき	5,500円
	(但し、国民年金・厚生年金用及び身体障害者手帳交付用の各診断書)	
(4) 証明書		
① 交通事故に係る医療費証明書	1通につき	3,300円
② 診療内容の明細を記載した医療費証明書	1通につき	3,300円
③ その他の証明書	1通につき	1,100円
(5) 検案書		
① 死体検案書（変死体検案書を除く。）	1通につき	5,500円
② 変死体検案書	1通につき	11,000円
(6) 診療録の開示文書の写し	1枚につき	白黒 10円 カラー 40円
22 送付手数料	1回につき	(送付に要する費用+430円) ×1.10
23 死体処置料	1体につき	7,700円
24 死体検案料	1体につき	22,000円
25 設備開放使用料(医療機関向け)	1回につき、	(実施した検査の医科点数表の相当金額) ×90/100×1.10
26 核医学検査を行わなかった場合の薬剤負担額	1回につき	(破棄した薬剤の購入価格)
	※患者さんの都合によりキャンセルとなった場合に限る。	